

「身近なところに図書館がある街づくりを求める請願」について

一 請願文書をまとめるにあたって考えたこと

[タイトルと請願趣旨について]

この請願は、市の「再開発事業で駅前に図書館を作る」計画（以下、「市の計画」と言う）に対峙する請願であってほしいとのご意見もあろうかと思いますが、先日1月20日の学習会での皆様の発言をお聞きすると、取手図書館を改修して存続させてほしい、公民館図書室を図書館分館として拡充・増設してほしい、駅前が高齢者や子供たちにとって利用しづらいが、ひとつの分館であるならいいのでは、などなど、図書館への愛着と愛情がこもった、いわば市民にとって身近で、使い易い「取手市の図書館づくり」にかかわるものがほとんどでした。そこで、そうした皆さんの思いをストレートに市にぶつける内容にしました。「街づくりを求める」との表現に、市の計画に対峙する気持ちを込めたつもりです。

[請願事項について]

○取手市図書館には、正式には「分館」はありません（図書館設置条例・規則には明示されていない）。戸頭、永山、寺原、小文間の地区公民館の図書室及びゆう・あいプラザ図書室が、分館的な機能を担っているようです。これら図書室の図書（資料）は取手図書館の図書購入費で購入されています。戸頭公民館図書室は大変好評で、市民によく利用されているようですが、他の公民館図書室は鍵がかかっていたり、利用しづらいとの意見もあり、「利用しやすいように整備して」ほしいとしました。また、「これ以外の公民館図書室も分館的機能を持ったものにしてほしい」と一項加えました。

○公民館が近くにない地域(例えば、ゆめみ野地区など)には、図書館分館を新設してほしいと思い、一項加えました。

○なお、図書館の本の貸し出し窓口として、駅前市民サービス窓口、井野、山王、六郷、相馬南の公民館が利用できます（インターネットなどで予約し、受け取れる、返却できる。）○図書館で借りた本の返却だけができる窓口は、取手市役所本所、久賀、相馬、高須公民館です。こうしたシステムはもっと拡充すべきでしょう。

○先の学習会で提案した、①指定管理者制度導入反対、②図書館のネーミングライツはやめてほしいの事項ですが、署名集めの際、説明を求められたらなかなか説明が難しいし、賛成の方も現れるだろうということと、今回の請願は、最初の趣旨のところ述べてのように、市の計画に対峙する姿勢でなく、図書館への市民の熱い要望をそのままぶつけることに徹したいと考えて、削除しました。（文責：遠藤）